

米沢市座の文化伝承館の指定管理者の管理運営に関する仕様書

1 管理運営の基本方針

施設の管理運営は、次に掲げる方針に沿って行います。

- (1) 施設の利用については、平等かつ公平な取扱いをすること。
- (2) 利用者のニーズに応えた効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
- (3) 施設の設置の目的に即した管理運営を行うこと。
- (4) 施設の管理運営上関係する法令等を遵守すること。

2 施設の概要

- (1) 名 称 米沢市座の文化伝承館
- (2) 位 置 米沢市丸の内一丁目3番48号
- (3) 規 模 延床面積 382.25㎡
敷地面積 1,695.83㎡
- (4) 構 造 木造平屋造り
- (5) 施設内容 和室12畳(2室)、和室6畳(1室)、茶室(静山庵)、管理人室、蔵(展示機能付)
- (6) 開 設 平成2年6月(昭和52年築)
- (7) 平 面 図 別紙平面図参照
- (8) 施設備品 別紙備品一覧参照

3 指定管理者が行う業務の基準

指定管理者が行う施設の管理運営業務の基準は、次のとおりです。

- (1) 米沢市座の文化伝承館の運営の基本方針

米沢市座の文化伝承館(以下「座の文化伝承館」という。)は、市民が自主的に伝統的な文化活動を推進し、その伝承を図るため設置された公の施設であり、当該施設の運営を通じて次のことを目標とするものです。

ア 市民が自主的に伝統的な文化活動ができる交流の場を提供すること。

イ 優れた伝統文化の展示及び講習会等の機会を提供すること。

- (2) 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

- (3) 自主事業に関する業務の基準

座の文化伝承館では、自主事業として次に掲げるものを基準に、年2回以上実施することとします。

ア 市民茶会事業(茶道連合会との協力)

イ 蔵を活用した展示事業

ウ 蔵を活用した芸術事業

エ その他、座の文化伝承館の利用促進及び市民の芸術文化活動に寄与する事業

- (4) 施設の運営に関する業務の基準

ア 施設の開館等

・開館時間 午前9時から午後10時まで

・休館日 毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで

(蔵においては、12月1日から翌年3月31日まで)

- ・開館時間・休館日については、原則的に上記の開館時間・休館日に従って運営します。ただし、教育委員会と協議の上、変更することも可能です。

イ 貸室の貸出業務

- ・貸室を使用しようとする者には、あらかじめ申請書を提出させます。
- ・申請書は、使用しようとする日の12月前に当たる日の属する月の初日から使用予定日の7日前までに指定管理者あてで提出させてください。
- ・貸室の使用を許可する場合は、許可する者に対し、指定管理者の名で許可書(決定通知書)を交付します。
- ・貸室の貸出業務に使用する申請書、決定通知書等は、教育委員会で定めた所定の様式又はあらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が作成した様式の用紙とします。
- ・受付窓口には、常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応します。

ウ 館内設置電話の利用料の集金及び入金業務

- ・集金は、毎月1回以上行い、その都度指定の口座へ入金します。

エ 窓口、電話等の対応業務

- ・施設に関する問い合わせや要望や苦情、トラブル等に対応します。
- ・施設利用者への対応(助言、指導、案内)、打合せをします。

オ 利用実績の報告業務(利用者数等の把握、データー整理等)

- ・教育委員会に毎月1回報告します。

(5) 施設の維持管理に関する業務の基準

ア 環境整備業務(休館日を除く)

座の文化伝承館を良好な状態で快適に利用していただくための、屋内外の清掃等の環境美化に関する業務です。

- ・館内外の日常清掃 床面、内装、衛生関係、ごみ搬出・処分他、利用者が快適に利用できるよう適切に行います。
- ・窓ガラスの簡易清掃は適宜行います。
- ・トイレトペーパー、消毒液の補充等は適宜行います。
- ・敷地内雑草の除去、落ち葉等の処理は適宜行います。

イ 警備業務

敷地内の秩序を維持するとともに火災、盗難、侵入、破壊等の加害行為を予防するために必要な業務です。

- ・閉館時の施錠の確認をします。
- ・閉館時に施設内に残留者がいないことを確認します。
- ・開館時間以外の時間については、原則既存の警報装置等による機械警備によるものとし、別の警報装置等を設置しようとする場合は、指定管理者の負担とします。
- ・火災、風水害等の発生時には必要な処置を行うと共に、教育委員会及び関係機関へ連絡するものとしします。

ウ 消防設備保守点検業務(年2回)

関係法令に基づき、消防設備の保守点検を行う業務です。

エ 施設又は設備等の修繕業務

- ・施設又は設備等の修繕が必要な箇所について、随時教育委員会へ報告してください。
- ・修繕の実施及び経費負担に関しては、教育委員会は施設等の大規模な修繕を行うこととし指定管理者は経年劣化等に伴う修理や比較的簡易な修繕を年間修繕費の範囲内で行うことを基本とします。

オ 除雪業務

来館者通用口について、降雪期には来館者が円滑に使用できるよう必要に応じて除雪を行ってください。

(6) 利用料金の設定及び収受等に関する業務

この施設では、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金を採用します。

指定管理者は、教育委員会が支払う指定管理料のほか、利用者が施設の利用に係る料金として支払う利用料金を自らの収入として、施設の管理運営業務に当たります。

ア 利用料金の範囲

利用料金として収受できるものは、次のとおりです。

- ・小会議室の利用に係る料金
- ・第1・第2号室の利用に係る料金
- ・静山庵（茶室）の利用に係る料金
- ・蔵の利用に係る料金

イ 利用料金の設定

利用料金は、米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例別表に定める金額として、別紙に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て設定します。

ウ 利用料金の収受

指定管理者が自らの収入として収受する利用料金は、指定管理の期間中に当該指定管理者が行った施設の利用の許可に係る利用料金とします。なお、具体的な収受の方法については指定管理者が決め、指定管理者名義で適格請求書（インボイス）を交付します。

エ 利用料金の減免及び返還

指定管理者は、米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例第15条第5項の規定により教育委員会が定める基準により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は返還することができます。

オ 見込み以上に収入があった場合の利用料金の使途

指定管理者は、教育委員会が見込んだ以上に利用料金の収入があったときは、見込み以上の収入を施設における市民サービスの向上に充てるよう努めるものとする。

(7) 自主事業に関する業務

民間事業者との共催を含む自主事業は、次の事項を遵守するものとします。

- ・指定管理者は、施設内で行う自主事業(民間事業者との共催を含む)について、施設の設置目的を果たすために、施設利用許可基準の範囲内で指定管理者の創意工夫で事業を行うことができます。
- ・事業は、管理計画に基づき行うこととします。なお、管理計画に変更がある場合は、あらかじめ教育委員会と協議を行うこととします。
- ・自主事業を行う場合の施設等の使用に係る利用料金は、減免となります。

(8) その他の業務

ア 広報業務

- ・貸室の促進等の宣伝活動のほか、類似公共施設のポスター掲示、PR の相互協力

イ 管理計画書、事業報告書の作成業務

- ・毎年度開始前、業務の実施計画書等を記載した管理計画書及び毎年度終了後、業務の実施状況、貸室の利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書の作成
- ・管理運営の状況について、教育委員会が指定した定期的報告書類の作成

ウ 教育委員会及び関係機関との連絡調整業務

- ・教育委員会への定期的な報告書類の提出
- ・緊急事態等における教育委員会や関係機関への通報

4 管理運営上の留意事項

指定管理者が施設の管理運営業務を行う場合には、次の事項に留意する必要があります。

(1) 人材の配置等に関する事項

- ア 常時 1 名以上の事務職員を勤務させます。
- イ パソコンを使用しての文書の作成、表計算、電子メールの送受信等に習熟した職員を配置します。
- ウ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとします。
- エ 防火管理者を配置します。

(2) 経理に関する事項

- ア 教育委員会が支払う経費は、原則的に会計年度分ごとに支払うこととし、経費の額、支払い時期等は、協定で定めます。
- イ 館内設置電話の使用料は、教育委員会の収入となります。
- ウ 会計年度終了後 30 日以内に事業の報告を行います。

(3) 施設の管理運営に関する事項

- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせることはできません。
- イ 業務の一部を請け負わせる相手方は、本市に指名登録する業者としてください。
ただし、その業務が特殊技術を要する等これにより難しい場合は、この限りではありません。
- ウ 業務の一部を請け負わせる場合は、必ず本市内に所在する業者に請け負わせてください。
ただし、請け負わせる業者が本市内にないときは、この限りではありません。
- エ 業務上知り得た秘密の取扱いには、十分留意し、組織的な措置を講じます。
- オ 米沢市地域防災計画では、震災等の大規模災害の発生時において、当該施設を指定避難地及び避難所としていませんが、施設を避難所等として使用する場合には、指定管理者は、施設管理者として、施設の安全性の確保や避難者の受入スペースの確保、避難所に配置される市職員と連携した運営等、地域防災計画に基づく活動に協力するものとします。
- カ 防災、防犯等の危機管理対策マニュアルを作成し、職員に周知徹底します。
- キ 市の政策による使用である場合は、優先的に使用の許可をします。
- ク 教育委員会の求めに応じ、施設、物品、帳簿等の現地検査を教育委員会に行わせます。

(4) 個人情報の保護に関する事項

- ア 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める個人情報保護に関する法律

についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、別記「米沢市個人情報取扱特記事項」に記載のとおり個人情報を適正に取り扱います。

イ 指定管理者のみが保有し、管理主体となっている個人情報について、市民等から情報の開示等を求められたときは、個人情報保護法第33条の規定に基づき指定管理者で対応します。

(5) 情報の公開に関する事項

施設の管理運営に係る情報について、市民等から情報の公開を求められたときは、市の情報公開制度に準じた取扱いをします。

(6) 環境への配慮に関する事項

ア 管理運営に当たっては、環境法規制等の順守とともに、米沢市環境方針に基づき、米沢市環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策実行計画における取組に協力し、次に掲げる項目について配慮するものとします。

- ・省エネルギー・省資源に関すること。
- ・廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。
- ・グリーン購入の推進に関すること。
- ・その他、業務遂行に関しての、環境負荷の低減に関すること。

イ アに掲げる項目のほか、環境への配慮に係る取組について疑義がある場合は、教育委員会と協議の上、決定するものとします。

(7) 損害賠償に関する事項

施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害に対する賠償は、指定管理者がその責めを負います。

5 指定の取消し

教育委員会の改善の指示に従わないため、施設の管理運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

6 教育委員会と指定管理者とのリスク分担

教育委員会と指定管理者とのリスク分担については、別表の「リスク分担表」によるものとします。

備品一覧（米沢市座の文化伝承館）

備品番号	物品番号	分類名称	規格名称	取得日	異動後所在場所名称	備品種別名称
28978	1001002	調度品類	片そで机	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28979	1002002	調度品類	角卓 食堂用テーブル ライオン	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28980	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28981	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28982	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28983	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28984	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28985	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28986	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28987	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28988	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28989	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28990	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28991	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28992	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28993	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28994	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28995	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28996	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28997	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28998	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
28999	1002004	調度品類	座卓 ライオン ゼミテーブル L S T - 1 8 4 5	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29000	1002007	調度品類	会議用テーブル ライオン	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29001	1003004	調度品類	調理台 クリナップ Y S - 6 0 G ガス台	19900626	座の文化伝承館	通常備品
29002	1004001	調度品類	肘付回転いす	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29003	1004003	調度品類	長いす ライオン	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29004	1004005	調度品類	普通いす	20060331	座の文化伝承館	通常備品
29005	1004005	調度品類	普通いす	20060331	座の文化伝承館	通常備品
29006	1004005	調度品類	普通いす	20060331	座の文化伝承館	通常備品
29007	1004005	調度品類	普通いす	20060331	座の文化伝承館	通常備品
29008	1004005	調度品類	普通いす	20060331	座の文化伝承館	通常備品
29009	1006001	調度品類	両開き保管庫 ライオンデータファイル保管庫	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29010	1006008	調度品類	掃除用具保管庫 ライオン	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29011	1006008	調度品類	掃除用具保管庫 ライオン	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29012	1008001	調度品類	衝立 夏用 藤原 1 1 号	19910618	座の文化伝承館	通常備品
29013	1008001	調度品類	衝立 3 面 川波（大） 御簾屏風	20000612	座の文化伝承館	通常備品
29014	1008002	調度品類	衣類掛け 傘立て ライオン 6 0 本立て	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29015	1008002	調度品類	衣類掛け ライオン 1 2 ～ 1 5 人用	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29016	1008002	調度品類	衣類掛け ライオン 1 2 ～ 1 5 人用	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29017	1009005	調度品類	温風ヒーター 石油ファンヒーター	20041122	座の文化伝承館	通常備品
29019	1009005	調度品類	温風ヒーター トヨストーブ L C - L 3 0 8	20031117	座の文化伝承館	通常備品
29021	1009005	調度品類	温風ヒーター 1 0 畳用	20041115	座の文化伝承館	通常備品
29024	1009007	調度品類	エアコン パナソニック C S - F 4 0 0 C 2 - W	20100902	座の文化伝承館	通常備品
29025	1009007	調度品類	エアコン パナソニック C S - F 2 5 1 C	20110614	座の文化伝承館	通常備品
29026	1009007	調度品類	エアコン パナソニック C S - F 4 0 0 C 2 - W	20100902	座の文化伝承館	通常備品
29027	6003005	機械器具類	電気掃除機 東芝 V C - G 8 1 F	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29028	6008001	機械器具類	消火器 ハッタ S P - 1 0 0	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29029	6008001	機械器具類	消火器 ハッタ S P - 1 0 0	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29030	6008001	機械器具類	消火器 ハッタ S P - 1 0 0	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29031	6008001	機械器具類	消火器 ハッタ S P - 1 0 0	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29032	7004004	光学・通信・視聴覚機器類	有線電話機 コードレス電話機	19990826	座の文化伝承館	通常備品
29033	7004050	光学・通信・視聴覚機器類	その他の機器 ナショナル E L - 3 1 0 4 8 来客センサー一式	19910618	座の文化伝承館	通常備品
29034	9002008	厨房調理機器類	瞬間湯沸かし器 リンナイ N E W コーティ R U S - 9 1 S T	20020914	座の文化伝承館	通常備品
29036	13002001	図書・美術品類	絵画（額） 木場の木流し 酒井羽雪	19900412	座の文化伝承館	美術品
29037	13002001	図書・美術品類	絵画（額） 山岳風景 酒井羽雪	19900412	座の文化伝承館	美術品
29038	13002002	図書・美術品類	絵画（軸） 山水図（中国絵画）	19910801	座の文化伝承館	美術品
29039	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 姿見鏡	19960219	座の文化伝承館	美術品
29040	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 風炉先屏風	19900510	座の文化伝承館	美術品
29041	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 香合 夏冬用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29042	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 香合 夏冬用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29043	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29044	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29045	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29046	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 釜（鏝付）切り合せ	19900702	座の文化伝承館	美術品
29047	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炉釜	19900510	座の文化伝承館	美術品
29048	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29049	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 茶碗（楽茶碗） 赤	19900510	座の文化伝承館	美術品

備品番号	物品番号	分類名称	規格名称	取得日	異動後所在場所名称	備品種別名称
29050	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炉ぶち	19900510	座の文化伝承館	美術品
29051	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 建水	19900510	座の文化伝承館	美術品
29052	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 掛物（たて）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29053	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 風炉先屏風	19900510	座の文化伝承館	美術品
29054	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水張桶	19900510	座の文化伝承館	美術品
29055	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29056	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 建水	19900510	座の文化伝承館	美術品
29057	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 掛物（たて）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29058	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 掛物（たて） 静山用	19960219	座の文化伝承館	美術品
29059	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 花入 夏用置物	19900510	座の文化伝承館	美術品
29060	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 花入 夏用掛物	19900510	座の文化伝承館	美術品
29061	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 花入 冬用置物	19900510	座の文化伝承館	美術品
29062	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 花入 冬用掛物	19900510	座の文化伝承館	美術品
29063	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 薄板 3枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29064	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 食箆 夏用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29065	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29066	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 千菓子器	19900510	座の文化伝承館	美術品
29067	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 千菓子器	19900510	座の文化伝承館	美術品
29068	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 菓子鉢	19900702	座の文化伝承館	美術品
29069	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水屋洗おけ 大小セット	19900510	座の文化伝承館	美術品
29070	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 砂張ドラ	19900621	座の文化伝承館	美術品
29071	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炉緑（小間静山用）	19960219	座の文化伝承館	美術品
29072	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 食箆 冬用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29073	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 大西型唐銅朝鮮風炉	19900702	座の文化伝承館	美術品
29074	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29075	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29076	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29077	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水屋がめ 大	19900510	座の文化伝承館	美術品
29078	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 腰黒水次やかん	19910228	座の文化伝承館	美術品
29079	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 箱炭取り	19900510	座の文化伝承館	美術品
29080	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 座ばき（羽根）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29081	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 砂銚真形釜	19900702	座の文化伝承館	美術品
29082	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炭斗 夏用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29083	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炭斗 冬用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29084	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29085	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 鬼面唐銅風炉	19900702	座の文化伝承館	美術品
29086	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 和銚 阿弥陀釜	19900702	座の文化伝承館	美術品
29087	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 箱炭取り	19900510	座の文化伝承館	美術品
29088	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29089	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 唐銅 道安風炉	19900702	座の文化伝承館	美術品
29090	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水屋がめ 大	19900510	座の文化伝承館	美術品
29091	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 和銚 富士釜	19900702	座の文化伝承館	美術品
29092	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29093	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 立礼卓	20060331	座の文化伝承館	美術品
29094	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29095	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29096	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29097	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29098	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29099	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29100	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29101	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29102	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29103	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29104	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29105	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 和銚 棗釜	19900702	座の文化伝承館	美術品
29106	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水屋がめ 大	19900510	座の文化伝承館	美術品
29107	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 釜（鑲付）	19900702	座の文化伝承館	美術品
29108	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29109	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炉ぶち	19960219	座の文化伝承館	美術品
29110	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水指	19900510	座の文化伝承館	美術品
29111	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 水指	19900510	座の文化伝承館	美術品
29112	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 濃茶器	19900510	座の文化伝承館	美術品
29113	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29114	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 銚道安風炉	19900702	座の文化伝承館	美術品
29115	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29116	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29117	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29118	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品

備品番号	物品番号	分類名称	規格名称	取得日	異動後所在場所名称	備品種別名称
29119	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 茶碗（楽茶碗） 黒	19900510	座の文化伝承館	美術品
29120	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29121	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炭取羽 夏用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29122	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29123	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 円座 5枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29124	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 円座 5枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29125	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 円座 5枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29126	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 円座 5枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29127	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 薄茶器（棗）独楽	19900510	座の文化伝承館	美術品
29128	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 薄茶器（棗）柳千鳥	19900510	座の文化伝承館	美術品
29129	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 茶しゃく 竹製 点前用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29130	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29131	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 茶碗（主茶碗）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29132	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履	20040331	座の文化伝承館	美術品
29133	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 茶碗（主茶碗）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29134	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29135	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 真塗板	19960219	座の文化伝承館	美術品
29136	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29137	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29138	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炭取羽 冬用	19900510	座の文化伝承館	美術品
29139	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29140	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29141	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29142	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 円座 5枚1組	19900510	座の文化伝承館	美術品
29143	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 ふたおき（竹）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29144	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 しきの糸目筒釜	19910228	座の文化伝承館	美術品
29145	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 五徳	19900702	座の文化伝承館	美術品
29146	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 五徳	19900702	座の文化伝承館	美術品
29147	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 五徳	19900702	座の文化伝承館	美術品
29148	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 五徳	19900702	座の文化伝承館	美術品
29149	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 草履（ジンベ）	19900510	座の文化伝承館	美術品
29150	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 炉ぶち	19900510	座の文化伝承館	美術品
29151	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 露地笠	19900510	座の文化伝承館	美術品
29152	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 合金製面取風炉	19910228	座の文化伝承館	美術品
29153	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 荒目板	19900702	座の文化伝承館	美術品
29154	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 荒目板	19900702	座の文化伝承館	美術品
29155	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 虫喰五徳	19900702	座の文化伝承館	美術品
29156	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 釜鏝	19960219	座の文化伝承館	美術品
29157	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 煙草盆	19900510	座の文化伝承館	美術品
29158	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 露地笠	19900510	座の文化伝承館	美術品
29159	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 露地笠	19900510	座の文化伝承館	美術品
29160	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 真塗板	19900702	座の文化伝承館	美術品
29161	13004050	図書・美術品類	その他の工芸品 茶道具一式 真塗板	19900702	座の文化伝承館	美術品
29162	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29163	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29164	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29165	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29166	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29167	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29168	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29169	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29170	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29171	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29172	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29173	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29174	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29175	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29176	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29177	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29178	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29179	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29180	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29181	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29182	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29183	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29184	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29185	14002001	雑品類	囲碁用具 基盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29186	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29187	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品

備品番号	物品番号	分類名称	規格名称	取得日	異動後所在場所名称	備品種別名称
29188	14002001	雑品類	囲碁用具 碁盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29189	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29190	14002001	雑品類	囲碁用具 碁石	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29191	14002001	雑品類	囲碁用具 碁器	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29192	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29193	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29194	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29195	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29196	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29197	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29198	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29199	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29200	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29201	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29202	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29203	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29204	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29205	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29206	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29207	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29208	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29209	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29210	14002002	雑品類	将棋用具 将棋駒	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29211	14002002	雑品類	将棋用具 将棋盤	19900412	座の文化伝承館	通常備品
29212	14004050	雑品類	その他の雑具 ４９０型 サンライズ オイルタンク	20050221	座の文化伝承館	通常備品

別紙 3

米沢市座の文化伝承館使用料

区分	使用料
小会議室（6 帖）	8 0 円
第 1 号室（1 2 帖）	1 8 0 円
第 2 号室（1 2 帖）	1 8 0 円
静山庵	3 3 0 円
蔵（1 階、2 階）	2 5 0 円
冷暖房料	2 0 円

備考

- 1 使用料は、1 時間あたりの金額となる。使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げとする。
- 2 冷暖房料は、冷房又は暖房を使用するときに徴収する。

リスク分担表（指定管理者制度）

種 類	内 容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○ ※ 1
利用料金収入の減額	教育委員会の見込みを下回る利用料金収入		○ ※ 2
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
法令等の変更	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加	○	
	上記以外の改正等による経費の増加		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
運営費の膨張	教育委員会以外の要因による運営費の膨張		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案による業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備等の復旧に係る経費の増加	○	
施設・設備の損傷による修繕等	指定管理者の故意又は過失による施設・設備の損傷に伴う修繕費用等		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因による修繕費用等	○	
	上記以外の修繕費用等（経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等）	※ 3	
第三者への賠償	教育委員会の施設・設備の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の管理・運営において、故意又は過失により損害を与えた場合		○
火災保険	建物総合損害共済への加入	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間を終了した場合における事業者の撤収費用		○
	指名の取消し又は業務停止により指定管理者及び教育委員会に生じた経費		○

※ 1 大幅な変動の場合は、指定管理料の補填又は返還について教育委員会で検討を行います。

※ 2 教育委員会の指示による感染症拡大防止のための休業や、施設改修等指定管理者の責めに帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合は、教育委員会と協議することとします。

※ 3 1件当たり100,000円以下の修繕については、原則として指定管理者の負担とし、これを超える修繕については教育委員会との協議事項とします。

（注意事項）リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとします。

別記

米沢市個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による事務又は事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、この契約による事務又は事業に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この契約による事務又は事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、この契約による事務又は事業に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、前項の規定により報告した事項に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督)

第4条 受注者は、この契約による事務又は事業の処理に従事している者（以下「従事者」という。）がこの契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的外の利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から貸与された個人情報に記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による事務又は事業を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による事務又は事業をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務又は事業を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 前5項の規定は、2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）について準用する。

（提供資料等の返還等）

第8条 受注者は、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から提供され、又は作成した個人情報に記載された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受注者は、この契約による事務又は事業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(報告)

第10条 発注者は、個人情報保護のために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

(監査及び検査)

第11条 発注者は、この契約に係る個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者、再委託先又は再々委託等先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、個人情報保護のために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

(事故発生時における報告)

第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第13条 受注者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告書を受注者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先から提出された研修実施報告書を発注者に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、再々委託等先について準用する。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務又は事業の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託又は再々委託等をした先において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。

注 発注者は米沢市教育委員会を、受注者は指定管理者をいう。